

令和7年度 道整備 第3号ー1

日高郡 日高川町 大字 愛川 地内

町道愛川線道路改良工事
工事仕様書

着手 令和 年 月 日

工事期間 日

完成 令和 年 月 日

請負代金額 円 也

請負人氏名

監督員氏名 中井 毅

条 件 (裏面参照)

施工計画打合せ		
月 日	監督員	印
	請負人	印

- 条 件
- ① 本工事の施工については「和歌山県土木工事共通仕様書」に基づき施工する事、特に下記事項について留意すること。
- ② 契約締結後直ちに監督員と工程、施工方法その他詳細について協議し、五日以内に工程表、並びに主任技術者届、現場代理人届を監督員に提出すること。
- ③ 生コンクリートの使用についてはJ I S表示許可工場で生産されたA種を使用することを原則とする。
- ④ コンクリートブロックの使用についてJ I S表示許可工場で生産されたブロックを使用しなければならない。
- ⑤ 工事が完成した時は工事完成届、工事の記録写真、工事日誌、その他提出すべき一切の書類を整備の上一括して監督員に速やかに提出すること。
- ⑥ 保安施設については「土木工事安全施工技術指針」に基づき施工するのは勿論であるが最小限下記の施設を施すと共に工事完了後は速やかに撤去すること。
- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| 1) 工事予告標示板50m先2枚、100m先2枚、200先 枚 | 2) 標示板(道路工事中) 枚 |
| 3) 警戒標識(213) 枚 | 4) 規制標識(329) 枚 |
| 5) 規制標識(311ーE) 1枚 | 6) 保安灯 本 |
| 7) セフティコーン ケ | 8) バリケード ケ |
| 9) 誘導員 名 | |
- ⑦ 工事完了後の保安施設及び工事用材料の撤去
- イ) 特に保安施設(標示板及びその他の標識)の番線処理について法面等に放棄しないよう徹底すること。
- ⑧ 植栽等については枯死せぬように時期等を十分に考慮し施工すること。万が一枯死が確認されたときには、直ちに植栽しなおすこと。
- ⑨ 着手の際は、関係者(関係機関)と十分に打合せを行い、後において紛争のなきよう務めること。

- この工事(委託業務)の入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ⑩ 毎月末の工事進捗状況と月間工程表等を提出するとともに、常時監督員と連絡をとり、工程管理については充分留意し施工すること。

条 件 明 示 書

(日高川町)

工事番号	令和7年度 道整備 第3号-1	工事名	町道愛川線道路改良工事
------	--------------------	-----	-------------

	条件	現場条件	対策など特記事項
(1) 工程関係	1	早期完了の必要あり	・工期厳守。
	2		
(2) 用地関係	1		
	2		
(3) 支承物件関係	1	上水道管	・愛川区水道管と近接するため十分注意して施工すること。
	2		
(4) 周辺環境	1	その他	・工事看板・予告看板等設置等、地元周知を図り、現場着手すること。
	2		
(5) 安全対策関係	1	その他	・工事箇所は作業完了後、バリケードで締め切り、工事看板・夜間灯具等を設置し、安全対策を行うこと。
	2		
	3		
(6) 公害対策関係	1	その他	・作業時には、濁水が河川へ流出しないように防止対策を行い施工すること。
	2		
	3		
(7) 品質及び技術管理関係について	1	その他	・土木工事請負必携に基づき適正に行うこと。
	2		
(8) 建設副産物対策関係	1	その他	・コンクリート殻の処分とアスファルト殻の処分は、共栄建設工業（田辺市龍神村）で積算しているが指定処分ではない。
	2		
(9) 現場使用材料	1		
	2		
(10) その他	1	路面对策	・車両タイヤに付着した泥は、一般道に出る前に洗浄し、通行時には埃等の対策を自主的に洗浄・散水を実施すること。
	2	週休2日対象工事	・本工事は、発注者指定型週休2日対象工事である。4週8休（月単位）を達成できない場合、設計変更により減額する。その他日高川町建設工事における週休2日工事実施要領（町HP参照）による。
	3	施工体制台帳等提出時のヒアリング	調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、施工体制台帳（契約書の写しも含む。）及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）の監督員への提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
	4	施工計画書提出時のヒアリング	調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の監督員への提出の際、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
	5	入札参加資格停止について	(3)、(4)の提出等の指示に違反し、施工体制台帳等及び施工計画書を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、日高川町工事請負契約指名停止規程(平成17年規程第24号)に該当するものとし、入札参加資格停止とする。

※1 特に条件明示のないものについては、「土木請負工事必携」(令和4年7月 和歌山県)によるものとする。

※2 対策案については、想定事項を記載。最終は監督職員との協議により決定するものとする。

※3 その他、現場条件により協議が必要な場合は、監督職員に申し出ること。

工 事 年 度	令和7年度
工 事 番 号	道整備 第3号－1
工 事 名	町道愛川線道路改良工事
工 事 場 所	日高郡 日高川町 愛川 地内

特 記 仕 様 書

日高川町のホームページに掲載している「共通特記仕様書」を特記仕様書とします。

【掲載場所】

役場HP → しごと・産業・観光 → 入札・契約 → 入札公告